

従事者共済会NEWS

通巻No.39

July 2022

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



加入者の皆さまに周知いただきたいことや事務担当者の方へのお知らせなどを掲載しています。
共済会システムに登録されたメールアドレスに一齐送信していますが、東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)
「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。
※メールアドレスの登録がない場合はFAX送付(同一番号に1通のみ)。今後に向けて是非ご登録ください!

令和3年度事業報告・収入支出決算について～代議員会を開催しました!

令和4年度 第1回代議員会を6月7日に開催し、令和3年度の事業報告・決算についてご承認いただきました。

◆◆◆事業の実施状況◆◆◆

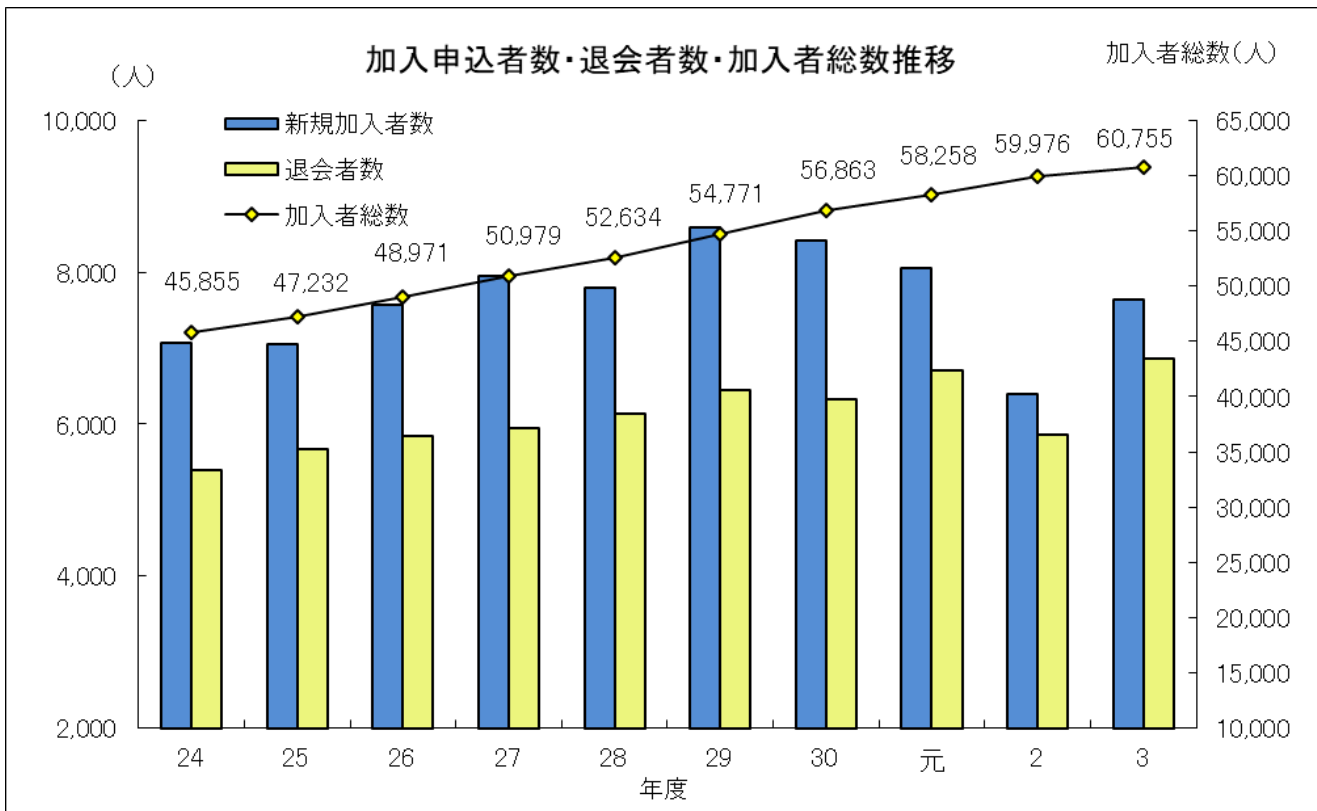
令和3年度末の契約施設・団体数は2,876か所、加入者総数は60,755名と、初めて6万人を超える状況となりました。

従事者共済会(以下「共済会」)では、「金利での収益確保が難しい環境の中で、退職共済金制度として安定的で持続可能な体制を整える」ことを目的に令和2年度に制度改正を行い、令和3年度は制度改正に基づく移行手続きをすすめました。まず、改正した「資金管理細則」に即した資産運用となるよう、リスク性の高い国内外の株式や外国債券の一部売却を行い、これまでの利益を確定するとともに、外部委託運用している国内債券に資産の移受管を行いました。また、令和3年10月1日からの新給付率施行にあたり、施行時点までの加入者について、これまでの加入期間の既得分保障額の計算などを行いました。

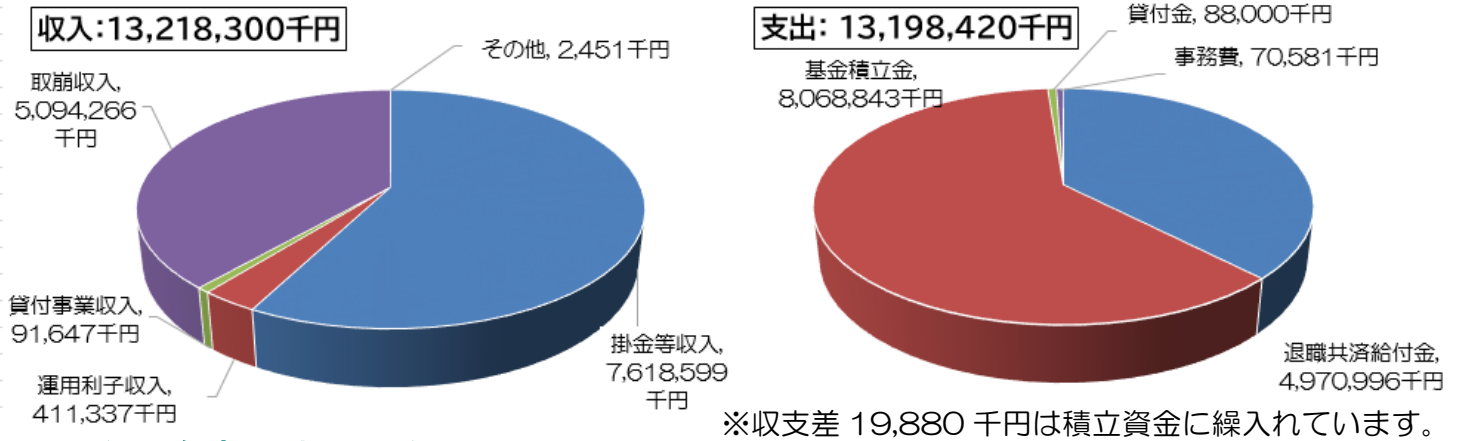
その他、共済会システムの操作方法に関する説明用冊子の作成など2024年1月の完全電子化に向けた取組み、会計処理に関する研修動画の配信なども行いました。共済会では今後も引き続き経費削減に努めつつ、事務利便性の向上に取り組んでいきます。

【契約施設・団体数】		(単位:か所)	
2年度末	3年度末	増減	
2,786	2,876	90	

【加入者数】		(単位:人)	
	2年度末	3年度末	増減
加入者総数	59,976	60,755	779
男性	19,144	19,273	129
女性	40,832	41,482	650



◆◆決算の状況◆◆



◆◆◆資産の状況◆◆◆

令和3年度末の資産額は時価額で724億円超となりました。今後もより安全で確実な資産運用を行います。

●令和4年3月31日現在の時価

	令和3年3月末	令和4年3月末	資金構成割合	(単位:円)					
				基本ポートフォリオ	乖離許容				
退職共済金運用資金(積立金)	68,981,333,806	72,316,076,203							
預貯金 ※1	6,974,705,622	5,813,554,532	12.16%	8.0%	—				
定期預金	3,000,000,000	3,000,000,000							
自家運用(債券)	42,668,902,794	46,797,151,758	81.12%	84.5%	79.5~89.5%				
委託運用(4社)	A社	2,578,898,834				2.00%	2.0%	1~3%	
	B社	2,250,520,176							
	C社	2,235,149,154							
	D社	国内株				2,967,722,216	2.39%	2.5%	1.5~3.5%
		外国債				2,780,949,856			
		外国株				3,524,485,154			
貸付金	142,766,883	139,120,097	0.19%	1.0%	—				
退職共済金支払基金合計	69,124,100,689	72,455,196,300	100.00%	100.0%					

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

【その他～確定拠出年金制度への参加機会の提供について】

事業の実施状況でも触れた通り、共済会では「長期にわたって安定的で持続可能な制度や体制をつくっていくことが重要である」との考え方の下、令和2年度に資産配分の変更や予定利率の引き下げ、給付率の引き下げなど、制度改正を行いました。

制度改正の検討や協議のプロセスにおいて、共済会では「本制度以上に給付額を引き上げたい場合は、加入者自身が資産運用を行う確定拠出年金制度への参加機会の提供等について検討することも考えられる」との説明を行ってきましたので、令和3年度に資産運用委員会にて意見をいただきながら、今後の方向性を検討してきました。

その中では東社協が代表事業主となる企業型確定拠出年金制度の実施についても検討し、検討結果を代議員会では下記の内容で提案させていただき、承認されました。

東社協が代表事業主となる企業型確定拠出年金制度を実施することは「事業所に掛金の上乗せを求めることになる」「東社協共済会とあわせて2つの制度を運営することになり、事務の混乱が生じやすい」などの課題もあり、困難である。今後は必要に応じて個人型確定拠出年金制度(iDeCo)に関する情報提供を行っていく。

<事務ご担当者の方へ>

●「標準給与月額変更届」の手続きについて

「標準給与月額変更届」は、従事者共済会規程第21条にもとづく年1回の重要な手続きです。今年の届出受付は7月19日（火）～を予定しています。休職者を含め、8月1日時点で加入している方全員について、「標準給与月額変更届」の届出が必要となります。手続きの詳細は7月中旬にメール（メールアドレスを登録していない場合はFAX）にてお知らせいたしますので、お知らせの順に従って届出をしてください。

※令和4年10月から令和5年9月までの掛金および退職共済金の算定に関わる手続きです。手続き漏れがないよう、ご協力をお願いします。

※電子申請による届出期間が紙申請よりも長くなります。積極的に電子申請をご活用ください。

電子申請	7月19日(火)～8月31日(水)23時59分59秒入力分まで
紙申請	// ~8月10日(水)17時45分東社協到着分まで

※紙申請用の様式は、今年度の「請求書等郵送依頼書」を出されている施設のみに郵送します。

●貸付金事業利用中の加入者の各種届出について【留意点】

◆「退会手続き(解除・受給申請)」や「転出・転入の手続き(法人間および法人内の異動)」

必ず事実が発生した直近の締切日までの届出が必要です。特に退会の場合は一括返済か退職金との相殺のいずれかの手続きが必要になりますので、退職前に必ず共済会宛にご相談の上、必要な届を提出してください。届出の提出が遅れた場合、所属施設への貸付金の返還請求が継続することになります（掛金との相殺処理はできません）。

◆「休職手続き」

「休職届」を提出することで掛金の請求は停止しますが、貸付金の返還請求は継続します。

貸付の申込締切は毎月18日
(土日祝日にあたる場合は前営業日)です。7月は15日(金)です。



●従事者共済会と福祉医療機構の両方の退職金を受け取る場合の手続きについて

両方の制度に加入されている場合、それぞれから給付される退職金を合計して福祉医療機構において最終的な税務処理（源泉徴収）を行います。そのため、同時に申請することはできず、以下の手順で申請いただくことが必要です。

【受給の流れ】

①従事者共済会の退職金の受給



※受給に伴い従事者共済会から発行される「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を、福祉医療機構の書類に貼付する。

②福祉医療機構の退職金の請求

なお、東社協では、福祉医療機構から業務委託を受け、東京都内にある施設等の「被共済職員退職届」「退職手当金請求書」「合算制度利用申出書」の受付を行っています。書類ご提出の際には、東社協HP 従事者共済会「各種届出様式」に掲載している専用の送付状を添付の上、提出してください（東社協用コピーの提出は不要となりました）。

●従事者共済会システムへのメール登録・情報更新のお願い

従事者共済会では、共済会システムの登録情報をもとに通知や郵便物をお送りしています。所在地やFAX番号の変更・担当者の交代などが生じた際には、随時情報の更新をお願いします。

【共済会システムにて確認いただきたいところ】

●法人台帳／施設台帳 → 住所やFAX番号等にお間違いがないか。

●担当者台帳 → 使用されていないIDは削除ください。また、メールアドレスの登録もお願いします。

※法人名や施設名は共済会システム上で変更はできません。施設・団体契約書(変更)をご郵送ください。